

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月6日
【会社名】	株式会社中西製作所
【英訳名】	NAKANISHI MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 一真
【本店の所在の場所】	大阪市生野区巽南五丁目4番14号
【電話番号】	06(6791)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 喜井 裕之
【最寄りの連絡場所】	大阪市生野区巽南五丁目4番14号
【電話番号】	06(6791)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 喜井 裕之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 138,180,940円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社中西製作所 東京本社 (東京都中央区新川一丁目26番2号) 株式会社中西製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号) 株式会社中西製作所 北関東支店 (さいたま市北区植竹町一丁目17番地1 CROTH Omiya2B) 株式会社中西製作所 東関東支店 (千葉市中央区鶴沢町20番16号ユニバース千葉ビル4階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,690株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2026年2月6日開催の取締役会決議によります。

- 2 割当予定先は中西製作所従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）であり、当社から付与対象となる本持株会の会員（以下、「対象会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、本持株会を通じた当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもので、最大710名に対して付与するものとしています。実際の発行数は、本持株会の入会プロモーション終了後の対象会員の数及び当社が定める従業員区分に応じて規定する1名当たりの付与株式数（2025年9月30日以前入社の正社員：最大660名48,840株、2025年10月1日以降入社の正社員：最大30名1,110株、嘱託社員：最大20名740株）に応じて確定する見込みであるため、減少する可能性がございます。
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,690株 (注)1	138,180,940 (注)2	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	50,690株 (注)1	138,180,940 (注)2	-

- (注) 1 割当予定先は本持株会であり、対象会員に特別奨励金を付与し、本持株会を通じた当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもので、最大710名に対して付与するものとしています。実際の発行数は、本持株会の入会プロモーション終了後の対象会員の数及び当社が定める従業員区分に応じて規定する1名当たりの付与株式数（2025年9月30日以前入社の正社員：最大660名48,840株、2025年10月1日以降入社の正社員：最大30名1,110株、嘱託社員：最大20名740株）に応じて確定する見込みであるため、減少する可能性がございます。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

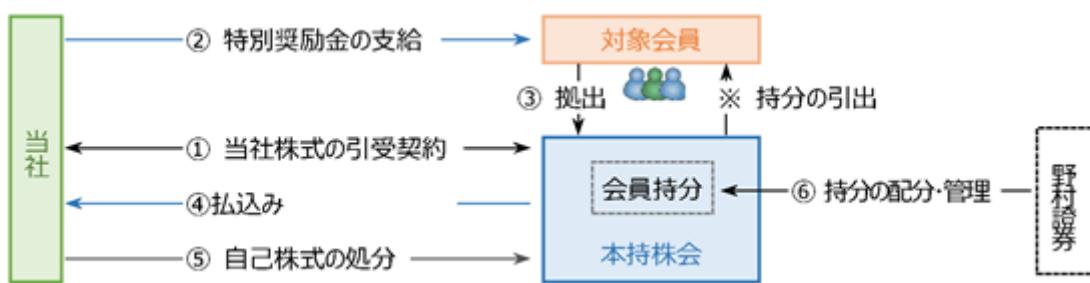
(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,726 (注) 2	-	1株	2026年2月22日～ 2026年3月11日	-	2026年3月12日

- (注) 1 本自己株式処分は、本スキーム（以下に定義します。）に基づき本持株会に対して行われるものであり、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。本処分決定日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間に当社と本持株会の間で株式引受契約を締結し、払込期日に後期払込取扱場所へ払込金額の総額を払い込むものとします。
- 4 本自己株式処分は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間に当社及び割当予定先である本持株会との間で株式引受契約が締結されることを条件として行われます。

本自己株式処分は、対象会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である本持株会に自己株式を割り当てるもの（以下、本スキーム）といいます。）です。

本スキームの仕組み



当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。

当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。

対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。

本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。

当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。

対象会員は割当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引出すことが出来ます。

本持株会は本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。本有価証券届出書に記載しました発行数は、当社の特別奨励金の付与対象となる全ての従業員が本持株会に加入した場合の上限株数を想定しておりますが、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが生じえますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社中西製作所 管理部	大阪市生野区巽南五丁目4番14号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 今里支店	大阪市東成区大今里三丁目21番3号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### ( 1 ) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
138,180,940(注)2、3	450,000(注)4	137,730,940(注)3

- (注) 1 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいいます。
- 2 払込金額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。
- 3 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日における見込額の為、変更となる可能性があります。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等の書類作成費用等（消費税等は含まれておりません。）であります。

#### ( 2 ) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社の対象会員に対して特別奨励金を付与し、割当予定先である本持株会が対象会員から当該特別奨励金の拠出を受け、これを払い込むものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、上記差引手取概算額137,730,940円につきましては、払込期日以降、業務運営のための運転資金に充当する予定であり、実際に費消されるまでの間は、当社預金口座にて適切に管理します。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第69期有価証券報告書及び第70期半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第69期有価証券報告書の提出日（2025年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。臨時報告書の報告内容は次のとおりであります。

（2025年6月30日）提出の臨時報告書

#### 1 提出理由

2025年6月27日開催の当社第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金87円とする。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として中西一真、平山康雄、上村辰也、吉田満、鈴木克也、吉川日出行、長昌ルミ、森巖、佐藤秀美、小倉朋子及び秋吉忍を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成割合）
第1号議案	53,340	71	0	(注) 1	可決(99.86%)
第2号議案				(注) 2	
中西 一真	44,408	52	8,955		可決(83.14%)
平山 康雄	44,409	51	8,955		可決(83.14%)
上村 辰也	44,412	48	8,955		可決(83.15%)
吉田 満	44,407	53	8,955		可決(83.14%)
鈴木 克也	44,410	50	8,955		可決(83.15%)
吉川 日出行	44,409	51	8,955		可決(83.14%)
長昌 ルミ	44,382	78	8,955		可決(83.09%)
森 巍	44,374	86	8,955		可決(83.08%)
佐藤 秀美	44,391	69	8,955		可決(83.11%)
小倉 朋子	44,393	67	8,955		可決(83.11%)
秋吉 忍	44,403	57	8,955		可決(83.13%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則つて決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

### 第3 自己株式の取得状況

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第69期）の提出日（2025年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

（2025年7月9日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

#### 1 [ 取得状況 ]

##### （1）[ 株主総会決議による取得の状況 ]

該当事項はありません。

##### （2）[ 取締役会決議による取得の状況 ]

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年6月27日）での決議状況 (取得期間 2025年6月30日～2025年6月30日)	82,000（上限）		199,998,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	6月30日	82,000	199,998,000
計	-	82,000	199,998,000
報告月末現在の累計取得自己株式	82,000		199,998,000
自己株式取得の進捗状況（%）	100.00		100.00

（注）1. 取得期間及び取得自己株式数は約定日基準で記載しております。

2. 上記取締役会において、自己株式の取得方法は、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けとすることを決議しております。なお、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け当該決議にかかる買付は、2025年6月30日をもって終了しました。

#### 2 [ 処理状況 ]

該当事項はありません。

#### 3 [ 保有状況 ]

2025年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	6,306,000
保有自己株式数	43,243

（注）1. 保有自己株式数は受渡日基準で記載しており、提出日現在の保有自己株式数は125,243株であります。

2. 保有自己株式数には単元未満株式の買取による株式数を含んでおります。

(2025年9月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 [ 取得状況 ]

(1) [ 株主総会決議による取得の状況 ]

該当事項はありません。

(2) [ 取締役会決議による取得の状況 ]

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年8月8日)での決議状況 (取得期間 2025年8月12日~2025年8月20日)			20,000 60,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月18日	20,000	48,760,000
計	-	20,000	48,760,000
報告月末現在の累計取得自己株式			20,000 48,760,000
自己株式取得の進捗状況(%)			100.00 100.00

(注) 1. 取得期間及び取得自己株式数は約定日基準で記載しております。

2. 上記取締役会において、自己株式の取得方法は、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けとすることを決議しております。なお、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け当該決議にかかる買付は、2025年8月18日をもって終了しました。

2 [ 处理状況 ]

該当事項はありません。

3 [ 保有状況 ]

2025年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	6,306,000
保有自己株式数	140,060

(注) 保有自己株式数には単元未満株式の買取による株式数を含んでおります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度(第69期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月26日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度(第70期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を利用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中西製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中西製作所の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（セグメント情報等）に記載されているとおり、株式会社中西製作所における2025年3月期の業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高は39,830,527千円であり、売上高全体のほぼ全てを占めている。</p> <p>業務用厨房機器製造販売事業の商品及び製品の販売については、注記事項（重要な会計方針）7.重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した引渡時点又は検収時点において収益を認識している。</p> <p>業務用厨房機器製造販売事業の主要販売先は学校給食関連であり、納期は夏季及び年度末に集中しているため、売上高が第1、第3四半期会計期間に比べて第2、第4四半期会計期間、特に3月に多くなる傾向にある。また、給食センターなどの案件については一件当たりの売上金額が多額になる傾向にある。</p> <p>そのため、第4四半期会計期間、特に取引量が多くなる3月は、売上高の期間帰属について誤るリスクが他月と比較し相対的に高い。さらに、売上高全体のほぼ全てを占めている業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高の金額的重要性は高い。</p> <p>以上から、当監査法人は、業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高の期間帰属の適切性について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>業務用厨房機器製造販売事業の売上計上に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性について、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>引渡完了日を確認する統制</li><li>検収完了日を確認する統制</li></ul> <p>(2) 売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>当事業年度において計上された業務用厨房機器製造販売事業に係る売上高について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>注文書、契約書等を閲覧し、合意された納期と売上計上日（引渡完了日又は検収完了日）の整合性を検証した。</li><li>引渡完了日を示す外部証憑又は検収完了日を示す外部証憑を閲覧し、売上計上日と引渡完了日又は検収完了日の一致を検証した。</li><li>期末日を基準日として、売掛金の残高確認を実施し、帳簿残高と回答金額に差異がある場合にはその内容を検討した。</li></ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中西製作所の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社中西製作所が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月10日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中西製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中西製作所の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。